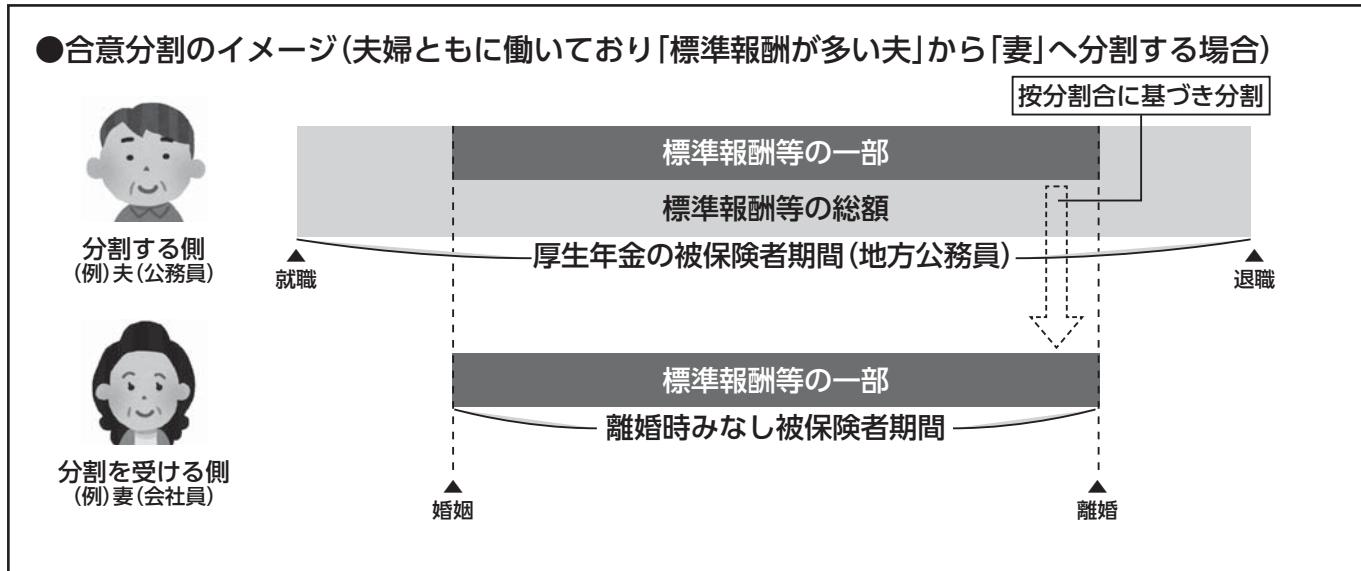


公的年金制度のしくみ③～離婚時の年金分割～

離婚をしたとき、公務員である夫と専業主婦だった妻など夫婦間に収入格差があると、年金に大きな差が生じることになります。この問題を解消するため、離婚時に年金を分割する①合意分割、②3号分割という2つの制度があります。

①合意分割



年金そのものを分割するのではなく、婚姻期間中の標準報酬総額を分割します。夫婦それぞれの婚姻から離婚までの標準報酬総額を合計し、当該額の多い方から、少ない方へ分割します。

※標準報酬総額：年金掛金算定の基となる給料・標準報酬等の月額や期末手当等の額の総額

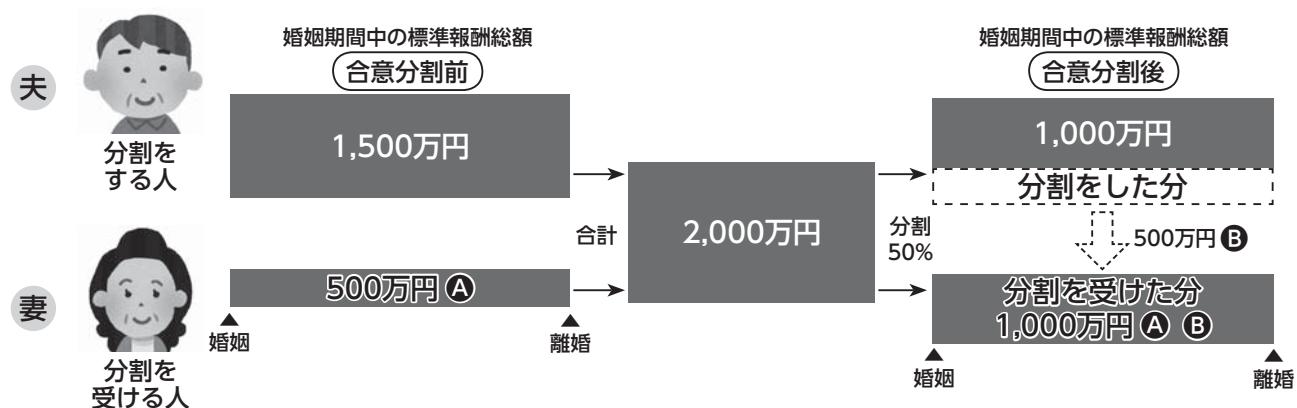
【対象者】平成19年4月1日以降に離婚した方

【対象期間】婚姻期間中のすべて(平成19年4月1日前を含む)

【分割割合】当事者間の合意または裁判所の決定による(上限50%)

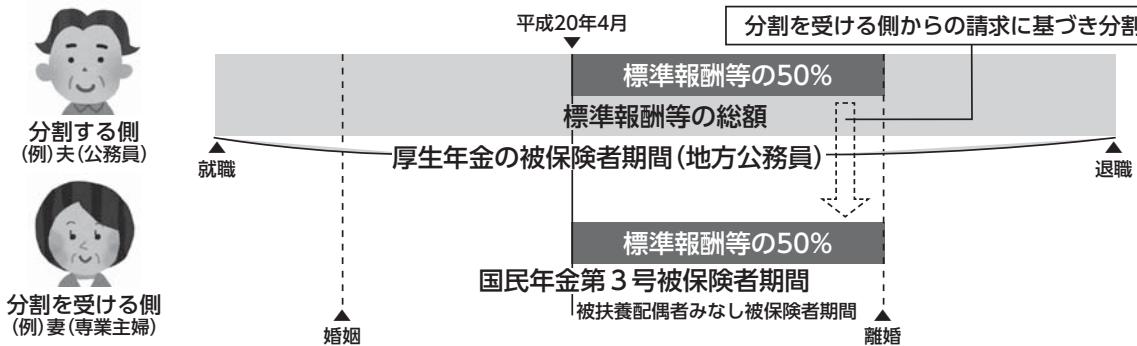
●合意分割の具体例

例 夫の標準報酬総額=1,500万円 妻の標準報酬総額=500万円 按分割合=50%の場合



②3号分割

●3号分割のイメージ(「夫(扶養者)」から「妻(被扶養配偶者)」へ分割する場合)



婚姻期間中の第3号被保険者期間^{*}について扶養者の標準報酬総額の半分を被扶養配偶者へ分割します。分割割合は、合意分割のように当事者間での話し合いや裁判で決めるのではなく、自動的に50%となります。

*第3号被保険者期間：配偶者である組合員に扶養されていた期間

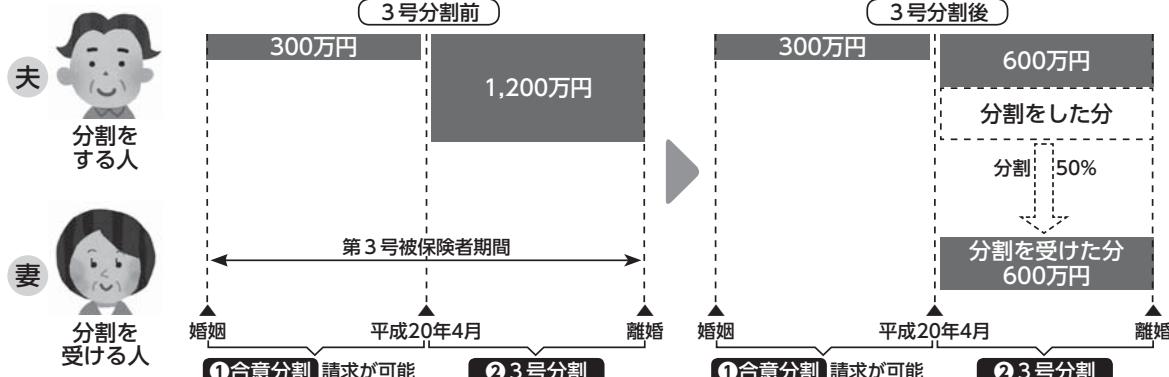
【対象者】平成20年4月1日以後に離婚し、婚姻期間中に第3号被保険者期間がある方

【対象期間】婚姻期間中の組合員期間のうち、平成20年4月1日以降の第3号被保険者期間

【分割割合】50%

●3号分割の具体例

(例) 夫の標準報酬総額=1,500万円 妻は第3号被保険者の場合



- 年金分割の請求期限は、離婚した日の翌日から起算して2年以内となります。
- 第3号被保険者であった方は、離婚後は自分で国民年金保険料を支払う必要があります。
- 年金額は分割後の標準報酬総額をもとに算定されます。